

白石東地区防災計画



令和元年 11 月

目 次

1. はじめに 白石東地区町内会連合会会長 板垣 俊夫	1
2. 白石東地区防災計画	2
基本方針	3
計画書	4
避難所運營業務の流れ	6
会則	8
防災組織図	10
連絡網	11
防災関連施設	12
白石東地区防災資機材	17
対象地区	18
白石東地区の特性	19
白石東地区ハザードマップ	20
3. 取組及び経過	22
会議議事録	24
町内会別マップ及び防災組織図	73
白石東地区防災訓練 避難所運営及び宿泊訓練	101
・タイムテーブル	104
・避難場所の開錠、施設確認に関するフロー図	106
・活動班別マニュアル及び参考様式	107
・アンケート結果について	145
・啓発用配布物	155
被災した場所別対応	155
段ボールで作る（段ボールベッド、段ボール簡易トイレ、新聞スリッパ）	165
緊急連絡先一覧	175
4. あとがき 白石東地区町内会連合会会長 板垣 俊夫	177

1. はじめに

日本列島全体が自然災害多発国であります。

北海道においては災害が起きる可能性は低いと言われながらここ数年の過程を踏まえても災害が起きないなどと言うような事の保証はどこにも成り立ちません。まして札幌市においても然りであります。

昨年9月6日午前3時7分に発生した最大震度7を記録する北海道胆振東部地震において道内全域でブラックアウトという状況を体験致しました。まさに全道民がパニックに襲われた瞬間でありました。この北海道胆振東部地震による白石区の被害も住家被害で全壊1、半壊110、一部損壊379等の被害が確認されたところであります。

このように、いつ起きてもおかしくない地震災害や水難、洪水災害などの災害に対しては常日頃から考慮しておかなければならない事柄と言えましょう。

災害に対処するため白石東地区町内会連合会は13単位町内会及び各種団体の会長さんを集っていただき、被災者支援をどうすべきかを議論し、住民全体の避難所運営を模索すべく実施体験を試みる事にし、地区の基幹小学校である大谷地小学校の体育館をお借りして1泊宿泊体験を行った訳であります。

災害が発生した時、自らの安全を確保することは勿論の事、近隣の方々との協力が一層その重要性が増してくるものと判断するところであります。

今回の地震災害対策の一環として実施した白石東地区防災訓練に参加して協力をいただいた13町内会の会長様、そして各種団体の方々にも改めて心よりお礼と感謝を申し上げますと共に、各地域が取り組む災害対策の一助となれば幸いです。

白石東地区町内会連合会会長 板垣俊夫

2. 白石東地区防災計画

基本方針

白石東地区町内会連合会は、13 単位町内会を有しており、災害における自主防災組織を平成 4 年 4 月に作成し実施しているところであります。実際災害に遭遇した場合のシュミレーション等具体策は未整備のままです。

昨今の日本列島のみならず、北海道・札幌市においても大規模な災害が押し寄せてくることは明らかな現実となっています。このような現状を真摯に捉え、予防、防備を備えていかなければ地域の安全性が保てないでしょう。

当連合会は、このような危険性を排除するため、実践に即した災害救援活動を試みていく必要性にせまられております。そのためには、災害状況に即した判断の下、地域の安全性をどのようにして確保し維持していくのかが問われています。この安全は別物であることに注視しなければなりません。安心感が大きすぎると何もしなくなるでしょう。その結果災害に対する初動が遅れることとなり、災害回避対応が後手に回ることとなります。従って、安心は安全の敵であり、心配は安全の友とならなければなりません。(地震学者、武村雅之名古屋大学教授)

災害に対して、心配しながら如何に安全に行動を起こせるかがポイントとなるのではないのでしょうか。

災害が起きたら、まず自分そして家族の心配をしたのち、安全の確保が図られなければなりません。次にお隣さん、そして近所の方々の無事の確認が求められ、牽いては地域の安全の保護となるのではないのでしょうか。

当連合会と致しまして、13 単位町内会の無事を確認しなければなりません。その為には、災害に強いまちづくりに心がけるとともに、災害に特化した実践的模擬活動を通じて、体験学習をするとともに、体験感覚を要請する必要性が醸成されなくてはならないことを踏まえ、先立って地域住民の安全性に寄与することを目的に災害に対する基本姿勢をここに示すものである。

令和元年 11 月 8 日

計画書

本計画書は、白石東地区町内会連合会が災害という事態に即応するため、臨機の処置をとる方策として、実践的宿泊型を目指した災害活動を実行するべく企画したものである。

記

1. 平成4年4月23日 白石東地区町内会連合会自主防災規約施行
毎年、通常の防災訓練を実施
煙道通過、消火器による火災消火、建物損壊による人の救助等
2. 平成30年4月 札幌市危機管理対策室よりモデル地区指定の打診有
3. 平成30年5月 5月の町内会長会議にてモデル地区指定を受託し了承した
4. 平成30年6月27日 13町内会会長を対象に札幌市危機管理対策室主催の地区防災計画説明会開催
決定事項
 - ・地区防災計画に取り組むこと
 - ・委員会を作って町内会長他各種関係団体を含めること
 - ・委員会の立ち上げについて7月の会長会議に諮ること
5. 平成30年7月 町内会会議にて委員会の発足と計画の策定、検討を了承
6. 平成30年8月 第1回地区防災計画検討委員会開催
7. 平成30年9月 第2回地区防災計画検討委員会
白石東地区防災計画実施案の作成
8. 平成30年10月 第3回地区防災計画検討委員会
各町内会の防災計画及び台風、地震の対応状況
9. 平成30年12月 第4回地区防災計画検討委員会（小委員会）
各町内会における防災計画整備状況について

- 10.平成 31 年 2 月 第 5 回地区防災計画検討委員会（全体会議）
防災に関する地区防災計画の素案提示
- 11.平成 31 年 4 月 第 6 回地区防災計画検討委員会（全体会議）
当連合会の実施訓練の大まかな内容確認
- 12.令和元年 6 月 地区防災計画検討委員会臨時小委員会（小委員会）
発災した時点からの避難誘導訓練及び避難所の運営等の方策
- 13.令和元年 8 月 第 7 回地区防災計画検討委員会（小委員会）
地区防災訓練の会場となる大谷地小学校への要請確認及び札幌市危機
管理対策室への要請
- 14.令和元年 9 月 地区防災計画検討委員会臨時小委員会（小委員会）
大谷地小学校訪問の結果報告及び防災訓練の検討事項
- 15.令和元年 9 月 第 8 回地区防災計画検討委員会（小委員会）
防災訓練の避難者参加人数及びその受け入れ方
- 16.令和元年 10 月 6 日 第 9 回地区防災計画検討委員会（全体委員会）
班編成及びタイムテーブル作成、提案事項
- 17.令和元年 10 月 13 日 14 日
宿泊型避難誘導訓練及び避難所運営等の実戦形式による防災訓練の
実施
 - ・避難誘導訓練参加者 180 人
 - ・宿泊体験者 40 人
- 18.令和元年 11 月 8 日 第 10 回地区防災計画検討委員会（全体会議）
避難所開設、誘導、運営の状況及び地区防災訓練のアンケートを徴収し
た結果報告書の提示並びに意見の集約

避難所運営業務の流れ

大項目/ 中項目	項目	準備段階		初期（発災当日）	応急期（3日目まで）	復旧期（1週間まで）	復興期
運営体制の確立	1.避難所運営体制の確立	●避難所支援班メンバー選定（市内・市外） ●災害対策本部と避難所の連絡体制の確立	●各避難所に運営委員会を設置する ●避難所は県職員が、災害ボランティア本部への派遣要請・調整業務を理解する	●避難所派遣職員が災害対策本部との通信訓練 ●避難所運営委員会で定期的な会議を実施する	●災害対策本部で避難所支援に関する話し合いを開催（必要に応じNPO・ボランティア等の参画） ●食事数の把握・要請	●行政職員の応援要請 ●ボランティアの派遣要請	
	2.避難所の指定	●災害想定に応じた避難所を確保 ●福祉避難所/スペースの確保 ●被害想定に応じた備蓄物資計画を作成	●指定避難所においてどの災害に適した避難所であるかの揭示 ●協定等により支援専門職員を確保 ●飲料水・食料・携帯トイレ・簡易トイレ等を確保	●指定避難所においてどの災害に適した避難所であるかの揭示 ●協定等により支援専門職員を確保	●指定避難所以外の避難所の把握 ●車避難者へエコノミー	●日帰りサービス施設等を確保 ●クラス症候群防止の周知を実施	
	3.初動の具体的な事前想定	●避難所における二次被災可能性の確認を実施 ●避難所運営マニュアルを作成・訓練を実施 ●避難所からの要請が無くても物資を届ける（プッシュ型）体制を実施	●特殊ニーズ聞き取り票を作成 ●避難者・地域住民の役割分担を整理 ●女性の能力や意見を生かせる場を確保	●延焼火災の危険性・可能性の確認 ●女性の能力や意見を生かせる場を確保	●避難所開設前に二次備蓄物資を避難所へ配布	●被災可能性を確認	
	4.受援体制の確立	●避難所の多様なニーズに応えられる組織との協定検討 ●災害ボランティアセンター設置の必要性を確認	●救護・巡回のための医師・看護師の要請 ●住民の受援力を高める施策を実施する	●多様なニーズに対応するためのボランティアを要請 ●行政職員の応援要請			
	5.帰宅困難・在宅避難者対策	●帰宅困難者対策の必要性を確認 ●在宅避難者の安否確認の方法を検討	●帰宅困難者への対応を企業等に要請	●帰宅困難者の誘導 ●在宅避難者の安否確認を実施	●在宅避難者への生活支援		
避難所の運営	6.避難所の運営サイクルの確立	●避難所運営の実施手順の確立	●避難所の被害状況確認 ●危険個所のチェック ●立入禁止場所の表示	●避難所運営方針の決定 ●避難所運営ルールの確立 ●避難所運営会議（定例）を実施する（必要に応じNPO・ボランティア等の参画）			
基幹業務	7.情報の取得・管理・共有	●無線・衛星携帯電話等通信設備を確保 ●無線等情報機器のための電源を確保 ●マスコミ取材対応方法を検討 ●地域の被害状況の集約方法を検討	●避難所の周りの危険・被害を周知する	●避難者の安否照会対応（外部からの問合せ） ●避難所の開設状況を周知する ●災害対策本部からの情報周知 ●マスコミ対応	●携帯電話・スマートフォンの充電手段確保 ●ライフラインの復旧情報の確認・提供 ●生活支援情報を仕分け、わかりやすい掲示をする ●見やすい掲示を心掛ける	●在宅避難者への支援情報の発信 ●地域の被害状況を集約	
	8.食材・物資の管理	●物資供給計画の作成 ●在宅避難者用物資の配布体制を確保	●地域資源(食糧)の活用 ●備蓄物資の配布	●避難所・在宅避難者別に必要食数の報告 ●食料の数量管理、伊衛生的な保管状態	●炊き出し実施のための調理器具や食材 ●暖かい食事の提供・栄養面に配慮 ●在宅避難者への食糧・物資配布 ●個人属性に応じた栄養面への配慮		
	9.トイレの確保・管理	●災害用トイレの確保・管理計画を作成 ●災害時の水洗トイレの使用ルールを作成 ●汲み取り業者との協定締結 ●手洗い用の水・石鹸を確保 ●備蓄している災害用トイレを避難所に届ける手段を確保する	●既設トイレの使用可能な個室(便器)を確認 ●生理用品等を確保する ●トイレの使用ルールの周知・掲示 ●手指消毒液を確保 ●防犯対策としてトイレの中と外に照明を設置 ●トイレに行くのに配慮が必要な人の把握	●使用済み携帯トイレ(便袋)の保管場所を確保する ●避難所の汲み取り計画(回収場所・順序・回数)を作成する	●トイレ責任者とトイレ掃除当番を決めて役割分担を実施する ●高齢者、障害者用トイレの動線の安全性を確保する ●感染症が出た時の専用トイレ確保 ●人工肛門・人口膀胱保有者のための器具交換スペースを確保する		
	10.衛生的な環境の維持	●ゴミの集積場所を決める ●食品の管理方法・手洗い・調理前の健康チェック方法	●手洗い方法の周知徹底	●ハエ・蚊等の害虫対策	●トイレの衛生的な管理、汚物の回収 ●炊き出し等調理する人の健康チェック		
健康管理	11.避難者の健康管理	●避難者の健康管理シートの作成 ●感染症予防の重要性を確認	●感染症への対応(感染症の予防)(インフルエンザ、ノロウイルス、食中毒) ●暑さ・寒さ対策 ●避難所の喚起	●暑さ・寒さ対策	●心のケア専門職ボランティアの巡回・派遣体制 ●持病への対策(持病の悪化防止) ●健康相談窓口の確保(健康相談・管理)		
	12.寝床の改善	●床に直接寝ることでの病気になる可能性を知る	●毛布の配布	●段ボールベッド等簡易ベッドの設置			
	13.衣類		●避難者の属性に応じた下着類の確保	●体や季節に合った衣類の確保	●洗濯場(洗濯機・乾燥機)の確保		
ニーズへの対応	14.入浴	●旅館・銭湯など民間事業者との協定締結	●水害・土砂災害などで汚水に侵された時は汚れ落としを実施		●シャワーや風呂の確保		
	15.配慮が必要な方への対応	●避難者の滞在可能性の検討を実施する(配慮が必要な人の避難所での滞在可能性検討)	●配慮が必要な人の把握	●避難者同士の見守り体制を確保する ●外国語の対応	●施設、病院への入院、入所の検討 ●福祉避難所へ移動・専用施設への入所を検討 ●ボランティアニーズの把握	●心のケアイベント・サロン活動等	
安全安心	16.女性・子供への配慮	●女性・妊産婦などが避難生活をする際に備えるべきを確認	●授乳室/スペースの設置 ●女性特有の物資(生理用品等)の確保		●安心して話せる場所の確保		
	17.防犯対策	●地域の防災対策を実施する	●自衛(夜間一人では行動しない)	●警察による警戒の要請	●警察の避難所巡回、犯罪相談窓口の開設		
避難所の解消	18.ペットへの対応	●ペットの滞在ルールの確立を検討する			●ペットの滞在ルールの確立		
	19.避難所の解消に向けて	●ホテル・旅館の二次避難所としての活用を検討 ●ライフライン等事業者との連絡体制強化			●対処目途の把握 ●生活再建支援情報の周知 ●避難者の状況に応じて二次避難所(ホテル・旅館等)への移動 ●学校の場合授業再開に向けた話し合い	●避難所の解消日を検討・周知	

※対応の終了時期は、災害の規模や個々の市町村によって異なる

会 則

白石東地区町内会連合会自主防災規約

(名 称)

第 1 条 この会は、白石東地区町内会連合会自主防災会（以下「本会」という。）と称する

(事務所の所在地)

第 2 条 本会の事務所は、白石東地区まちづくりセンター内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、住民独自における自助及び近隣の助け合いによるところの共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図るとともに、避難所開設及び運営に協力し、状況に応じ自主運営することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に関する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護及び避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄保管に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第 5 条 本会は、白石東地区町内会連合会にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名
- (3) 防災委員長 1 名

- (4) 各活動班リーダー 若干名
- (5) 会長・副会長・防災委員長を3役とする
(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し会務を統括するほか、災害時には本部長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 防災委員長は、防災会議並びに各活動の会務運営にあたる。
- 4 各活動班リーダーは班をまとめ、活動の円滑化を図る。

(会 議)

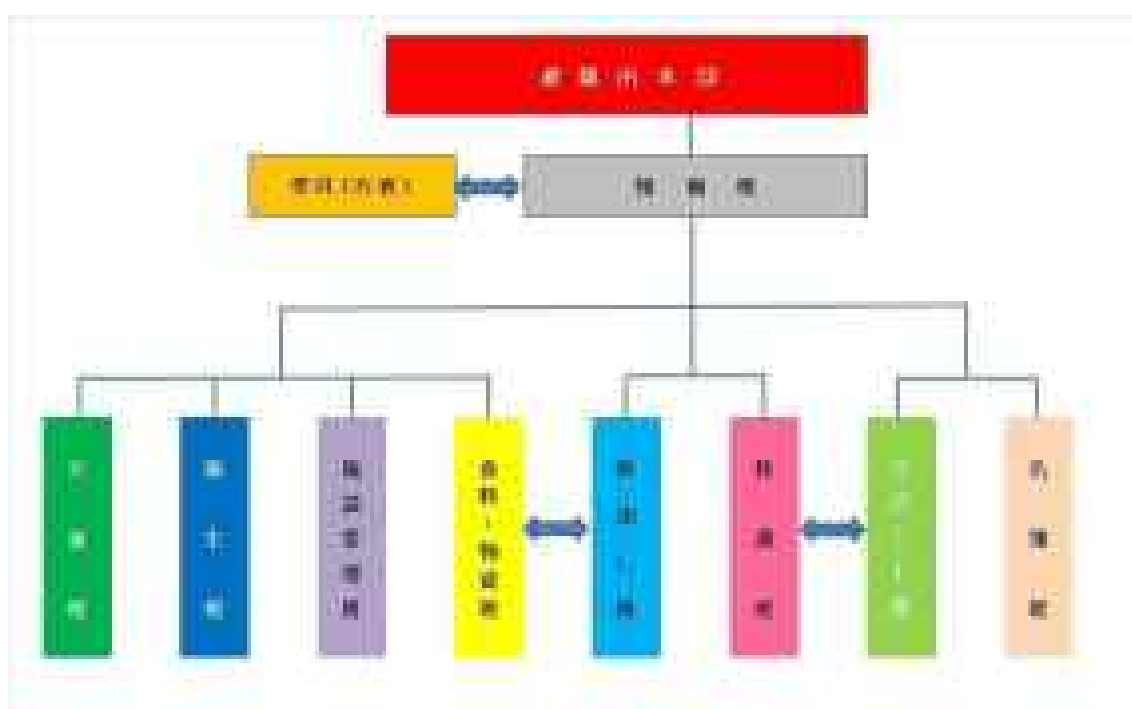
第8条 会議は必要に応じて、会長が招集する。

附 則

この規約は、平成4年4月23日から施行する。

〃 令和元年11月8日から施行する。

防災組織図



防災関連施設

基幹避難所

災害の危険がなくなるまで一定期間滞在、又は災害により自宅に戻れなくなった被災者等が一時的に滞在する指定避難所を兼ねる

施設名	所在地	洪水	土砂	地震	大規模火事
大谷地小学校	白石区本通 18 丁目南 1-1	○	—	○	○
平和通小学校	〃 本通 15 丁目北 3-1	○	—	○	○
東白石中学校	〃 南郷通 15 丁目北 4-1	○	—	○	○
東白石小学校	〃 本通 14 丁目南 6-1	○	—	○	○

○：指定緊急避難所である施設 ×：指定緊急避難所の基準を満たさない施設
—：指定対象外の施設（対象となる災害が想定されない施設）

※白石東地区には崖地がないため、土砂災害では避難所の開設の予定はありません。

地域避難所

災害の危険がなくなるまで一定期間滞在、又は災害により自宅に戻れなくなった被災者等が一時的に滞在する指定避難所を補完する施設

状況に応じて開設し、一定期間後は、指定避難所（基幹）に集約する

施設名	所在地
白石東会館（白石東まちづくりセンター）	白石区本通 18 丁目南
白石地区センター	〃 本通 18 丁目南
こころのリカバリー総合支援センター	〃 平和通 17 丁目北

指定緊急避難所（大規模な火事）

アクセスサッポロ第 3 駐車場	白石区流通センター 7 丁目
-----------------	----------------

一時避難場所一覧

市立小中学校のグラウンド及びすべての公園	
----------------------	--

13～16 ページ省略

白石東地区防災資機材

No.	品名	規格等	数量	備考
1	ヘルメット		10 個	
2	発電機	2.8KVA	1 台	
3	発電機用ガソリン携行缶	10L	1 台	
4	トランシーバー	IC-DPR6	4 台	
5	二連梯子	アルミ合金	1 台	
6	メガホン		3 個	
7	トラロープ	φ9mm	6 本	
8	ロープピン	H=1.3m	20 本	
9	マットレス		40 枚	
10	寝袋		10 個	
11	ブルーシート	3.6m×5.4m	20 枚	

対象地区

- ① 栄自治会
- ② 下白石東町内会
- ③ 下白石町内会
- ④ 東白石町内会
- ⑤ 白樺自治会
- ⑥ 大谷地第一町内会
- ⑦ 大谷地第二町内会
- ⑧ みつば町内会
- ⑨ 柏町内会
- ⑩ 栄通 17 丁目町内会
- ⑪ 栄通 18 丁目町内会
- ⑫ 栄通 19・20 丁目町内会
- ⑬ 南郷みそら町内会

- ・ ラポール南郷の杜
- ・ 栄通自治会
- ・ 南郷 17 丁目道職員自治会

白石東地区の特性

私たちの住む白石東地区は、東に厚別との境となる厚別川、西に月寒川、北に平和駅と札幌貨物ターミナルを抱える JR 鉄道、南は豊平、清田を境とする東北通に囲まれ、自動車道ジャンクションなど高速道路の入り口と流通センターを抱え、地下鉄南郷 18 丁目駅があるなど、交通、流通の要として発展してきました。

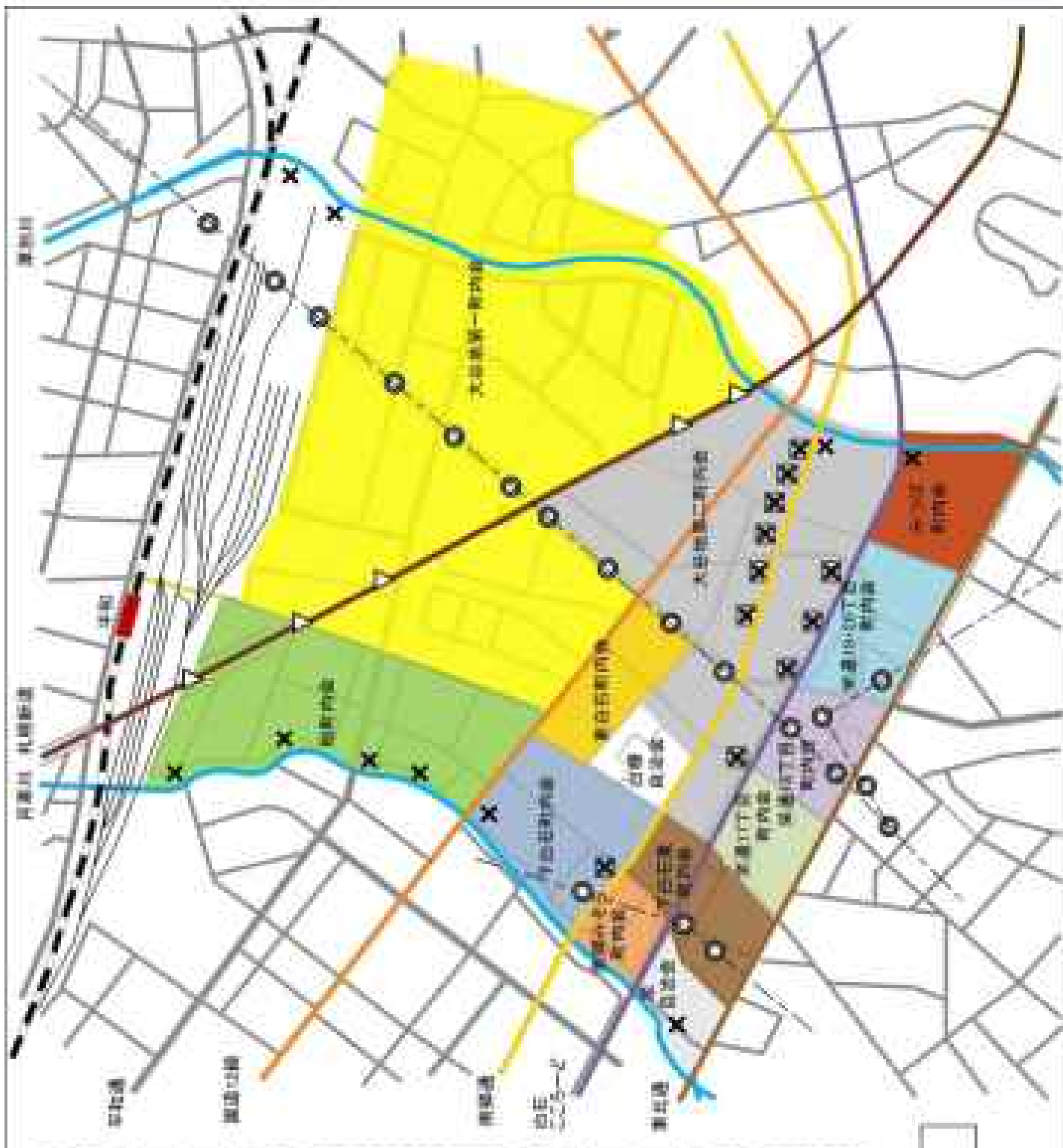
平和駅を中心とした地域には、高齢のためや、身体などが不自由な方のための大規模な施設が数多く建ち、また、こころのリハビリ総合支援センターや看護師会館などの施設があるほか、地域の中には小学校 2 校、中学校 1 校、道営団地や市営団地、道職員住宅などを含め、官民等たくさんのマンションや集合住宅があります。








半面、道を 1 本隔てると、閑静な 1 件家が立ち並び、あるいは老朽化したアパート群が広がるなど、場所によって様々な顔を見せる地域でもあります。

平時には住環境にも恵まれ、月寒川での川遊び、厚別河川敷でのパークゴルフや秋を楽しむ会、ここロードでのウォーキングなど、様々な催しや楽しみの中で生活しておりますが、ひとたび大地が牙をむくと、一転、大きな災害に巻き込まれる危険をはらんだ地区でもあります。

幸いにも崖地はありませんが、東西両側を川に挟まれるということは、近年多発する想定外の大雨による川の氾濫、浸水の危険がありますし、北西から南東に斜めに横切る自動車道及び高速道の損壊は、地域を分断する危険をはらんでいます。何より、月寒断層の上に位置する土地であることが、地震に対する不安を大きくするところです。

世帯数 14,295 件、うち 65 歳以上の高齢者が 5,660 人、14 歳以下の年少人口が 2646 人という地域の中にあって、防災への意識をより一層高めていかなければならない地域です。



- 
 水道・下水道
 区域
- 
 〇 埋立地、半径30m～40m（埋立高さ）
 の範囲に埋立野営場
- 
 〇 湧水・溜水
 溜池
- 
 X 湧水・溜水が平置される区域
 X 湧水に湧出地帯がある場所
 及び湧出地帯
- 
 〇 中心地
- 
 ▽ 自然環境保全地域
- 
 ■ 上記埋立地帯にのみならず、埋立内
 であります

白石東地区町内会連合会
017-74797

3. 取組及び経過

会議議事録

- ・ 第 1 回白石東地区防災計画検討委員会 平成 30 年 8 月 17 日 (金)
- ・ 第 2 回白石東地区防災計画検討委員会 平成 30 年 8 月 5 日 (水)
- ・ 第 3 回白石東地区防災計画検討委員会 平成 30 年 10 月 25 日 (木)
- ・ 第 4 回白石東地区防災計画検討委員会 平成 30 年 12 月 6 日 (金)
- ・ 第 5 回白石東地区防災計画検討委員会 平成 31 年 2 月 14 日 (金)
- ・ 第 6 回白石東地区防災計画検討委員会 平成 31 年 4 月 11 日 (金)
- ・ 白石東地区防災計画検討委員会臨時小委員会 令和元年 6 月 10 日 (月)
- ・ 第 7 回白石東地区防災計画検討小委員会 令和元年 8 月 23 日 (金)
- ・ 白石東地区防災計画検討委員会臨時小委員会 令和元年 9 月 17 日 (火)
- ・ 第 8 回白石東地区防災計画検討委員会 令和元年 9 月 25 日 (水)
- ・ 第 9 回白石東地区防災計画検討小委員会 令和元年 10 月 6 日 (日)
- ・ 第 10 回白石東地区防災計画検討委員会 令和元年 11 月 8 日 (金)

平成 30 年度 地区防災計画モデル地区事業

第 1 回 白石東地区防災計画検討委員会

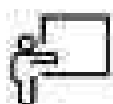
開催状況報告書

地区防災計画策定に向けて、「第 1 回 地区防災計画検討委員会」を開催しました。

- 開催日時 平成 30 年 8 月 17 日（金）18:00～19:15
- 実施場所 白石東会館 1F ホール
- 参加者 白石東地区防災計画検討委員会（仮称）メンバー



また、次第は、以下のとおりです。



- | | |
|------------------|--------------------|
| 1. 白石東町内会連合会会長挨拶 | 5. 今後の進め方について |
| 2. 地区防災計画策定の経過 | 6. 第 2 回委員会の開催について |
| 3. 委員会の名称について | 7. その他 |
| 4. 委員長の選出について | |

出席者

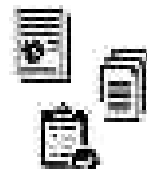
参加者：22 名

オブザーバー：白石区市民部白石東まちづくりセンター



配布資料

- ・次第
- ・資料 1 （仮称）白石東地区防災計画検討委員会出席者名簿
- ・資料 2 地区防災計画の作成に取り組むことについて
- ・資料 3 地区防災体系図



1. 白石東町内会連合会会長挨拶

委員会開催にあたり、白石東町内会連合会 板垣会長より、ご挨拶があり、委員会がスタートしました。



2. 地区防災計画策定の経過について

■地区防災計画とは

平成 23 年に起きた東日本大震災では、行政機能が麻痺する程の大規模な災害となり、行政の「公助」が行き渡らず、自らの命を守る「自助」、地域コミュニティによる助け合い「共助」が重要な役割を果たすことが再認識された。

この教訓を踏まえ、平成 25 年に災害対策基本法が改正され、共助による防災活動推進の観点から、地域コミュニティが行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設された。

地区防災計画は、行政と地域の防災活動の連携をより一層深めることを目的として、自治体の防災計画である地域防災計画に規定される。

■地区防災計画に取り組むことの効果とメリット

内閣府は、各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を尊重した地域密着型の地区防災計画に取り組むことにより期待できる『効果』として、「地域コミュニティにおける平時からの顔の見える関係が強化され、地域の防災力や災害対応力の向上に加え、地域内でのコミュニケーションの活性化などが図られることで、まちづくりへの波及も期待できる」と説明している。

また、地区防災計画の作成に取り組む『メリット』として、(株)防災都市計画研究所所長の古川忠寛氏は、次の6つを挙げている。

1. 文章化等によって、情報共有・次世代への継承ができる
2. 合意に基づくルールづくりができる
3. 「計画作成プログラム」に沿って、活動の体系化が図られる
4. 事前対策を計画的に取り組めるようになる
5. 先行計画に照らして、活動の評価・課題出しができる
6. 「あるべき論」から「できうる論」を導ける

■札幌市における地区防災計画モデル地区事業

年度	平成 29 年度	平成 30 年度
地区名	中) 一社) 西創成親和会 (連町)	中) 一社) 西創成親和会 (連町) / 継続
	白) 北郷親栄第 1 町内会 (単町)	白) 北郷親栄第 1 町内会 (単町) / 継続
	(札幌時計台ビル)	中) 札幌時計台ビル (商業ビル)
	—	中) 盤溪地区 (2つの単町)
	—	北) ロイヤルシャトー新琴似 (MS)
	—	白) 白石東地区町内会連合会 (連町)
—	厚) 厚別西厚信会 (単町)	

■白石東町内会連合会としての取り組み経緯

H30.4 札幌市危機管理対策室よりモデル地区指定の打診

H30.5 5月の町内会長会議で指定受諾を了承

H30.6 6月27日に町内会長を対象に危機管理対策室主催の地区防災計画説明会開催

■協議内容

以下、委員会における意見や質疑応答など協議内容について整理します。

- ・委員会を作るならば関係団体を含めるべきである。
- ・町内会と訓練との関係はどうなっているか。
- ・老人クラブの役割とは → 今後の進め方の部分であり、検討事項とする。
- ・計画なくして実践になるのか、まずはスケジュールを作ってから検討するべき。柏町内会は施設と協定を結んでいるので、施設と連携をとりながら考えていく必要がある。
- ・白樺自治会は団地であり、災害時は逆に動かないほうがいいと思っている。そもそも、何をしたいのか分からない。避難ルールは必要だが個々に状況は違う。
- ・災害の種別も考えるべき。
- ・過去には家の裏側の土砂崩れで2家族が避難してきた事例がある(栄通17丁目町内会)。
- ・単町の自主防災組織と連町の防災組織は重複しないか。まずは、単町の問題点を洗い出して、連町のやるべきことを検討するべき。

- ・自主防災計画を作っている単町はあるのか。まずは、各町内会の実情に合わせたたたき台をつくり、連町でやるべきこと、単町でやるべきことを出してはどうか、小委員会的なもので揉むべき。
- ・災害時、行政から市民個別に対して連絡系統みたいなものはあるのか → 札幌市では各家庭に防災無線を設置していないし、個別に電話をかけることもない。ただし、考え方みたいなものはあると思うので確認しておく。
- ・体系図が必要、各単町の積み上げが連町の体系図ではないか。
- ・まずは、単町に意見を出してもらおう。必要なものをまとめてはどうか。
- ・組織作りが最初に必要、骨格を作って役員を張り付けていくべき。
- ・防災意識を一人一人に認識してもらおうこと。検討委員会をきっかけとしてレベルアップするべきで訓練は後でいい。 次回の委員会は取組の進んでいる単町の話聞いて、計画のない単町の参考にしてもらい、単町で賄えない部分を連町で行うように考えてはどうか。
- ・委員会の立ち上げについて7月会長会議に諮ること

3. 委員会の名称について

委員会の名称は、「白石東地区防災計画検討委員会」とすることが了承された。

4. 委員長の選出について

委員の中から、「町連防火防犯部長が適任ではないか」との声があり小笠原会長に決定した。

5. 今後の進め方について

次回の委員会及び今後の進め方について以下のような意見が出されました。

- ・意識付けについて住民へのアピールをしていく。
- ・各単町で防災ができるような次のステップとする。
- ・防災計画は時間がかかるが絵に描いた餅にしない。
- ・できていない単町には組織を作ってもらおう。

これらの意見を参考にして、小笠原委員長、町連会長、まちづくりセンター（所長）で協議・相談し、次の委員会で素案を示すこととした。

6. 第2回委員会の開催について

第二回委員会開催日

- ・9月5日（水） 午後6時から 白石東会館ホール

平成 30 年度 地区防災計画モデル地区事業

第 2 回 白石東地区防災計画検討委員会

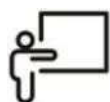
開催状況報告書

地区防災計画策定に向けて、「第 2 回 地区防災計画検討委員会」を開催しました。今回は、前回までの振り返りと白石東地区防災計画（案）をもとに、今後の取組について協議しました。



- 開催日時 平成 30 年 9 月 5 日（水）18 : 00～19:30
- 実施場所 白石東会館 1F ホール
- 参加者 白石東地区防災計画検討委員会メンバー

また、次第は、以下のとおりです。

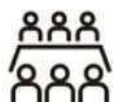


1. 白石東地区防災計画検討委員会委員長挨拶
2. 白石東地区防災計画の作成について（案）
3. 第 3 回委員会について
4. その他

出席者

参加者：18 名（別紙 1「出席者名簿」参照）

オブザーバー ・ 札幌市危機管理対策室危機管理対策部
防災推進担当課地域防災担当係



・ 白石区市民部白石東まちづくりセンター



配布資料



・ 次第



・ 資料 1：白石東地区防災計画の作成について（案）



・ 資料 2：白石東地区 自主防災組織名簿



・ 資料 3：大谷地第二町内会自主防災規定

3-2 大谷地第一町内会自主防災組織編成表

3-3 栄通 19・20 丁目町内会自主防災組織

・ 資料 4：白石東地区町内会連合会自主防災会規約



1. 実行委員長挨拶



委員会開催にあたり、白石東地区防災計画検討委員会 小笠原 忠雄 実行委員長より、この検討委員会では、参加者みなさんから、フリートークで忌憚のない意見を積極的に出していただき、白石東地区防災計画をより良いものにしていきたいとのご挨拶があり、委員会がスタートしました。



2. 白石東地区防災計画の作成について（案）

前回までの検討を踏まえ、白石東地区防災計画の作成のためのベースとなる計画素案について、事務局より概説していただきました。主な内容は以下のとおりです。

2.1 基本的な考え方

- 白石東地区において、**災害対策基本法**に定められている地区防災計画を作成する。
- 白石東地区の地区防災計画の名称は、『**白石東地区防災計画**』とする。
- 白石東地区防災計画の検討を目的とした「**白石東地区防災計画検討委員会**」を立ち上げる。
- **白石東地区防災計画に定める事項**は、次のとおりとする。
 - ・ 白石東地区町内会連合会に所属する**単位町内会の自主防災組織**に関すること
 - ・ **町内会連合会が実施する防災訓練**に関すること
 - ・ **災害時の組織体制、役割分担、連絡体制**（白石東地区災害対策本部が行うこと）
 - ・ **平時の活動**（白石東地区防災計画検討委員会が行うこと）



2-2 白石東地区防災計画検討委員会の構成


本検討委員会の構成は、以下のとおりとする。

役 職	氏 名	所 属
会長	板垣 俊夫	町内会連合会 会長
顧問	杉浦 奎介	下白石町内会 会長
顧問	長井 和幸	柏町内会 会長
実行委員長	小笠原 忠雄	栄通 19・20 丁目町内会
副委員長	会長、顧問、実行委員長を除く各町内会長	
委員	上記以外	

2-3 役割分担

想定される各組織における役割については、**平時**、**災害時**に分け、以下のような分担とする。

【平時】～白石東地区防災計画検討委員会として～

組織区分	役 割
委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災計画作成のスケジュールを定め、地区防災計画の内容を検討する。 ・ 連合町内会と単位町内会の役割分担を行い、地域における自主防災体制を構築する。
単位町内会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位町内会の自主防災組織を整備する。 (役員選任、連絡網整備、役割分担、訓練実施)
町内会連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡網を整備し、定期的に通信訓練を実施する。 地区防災計画に基づき、少なくとも年1回、防災訓練を実施する。

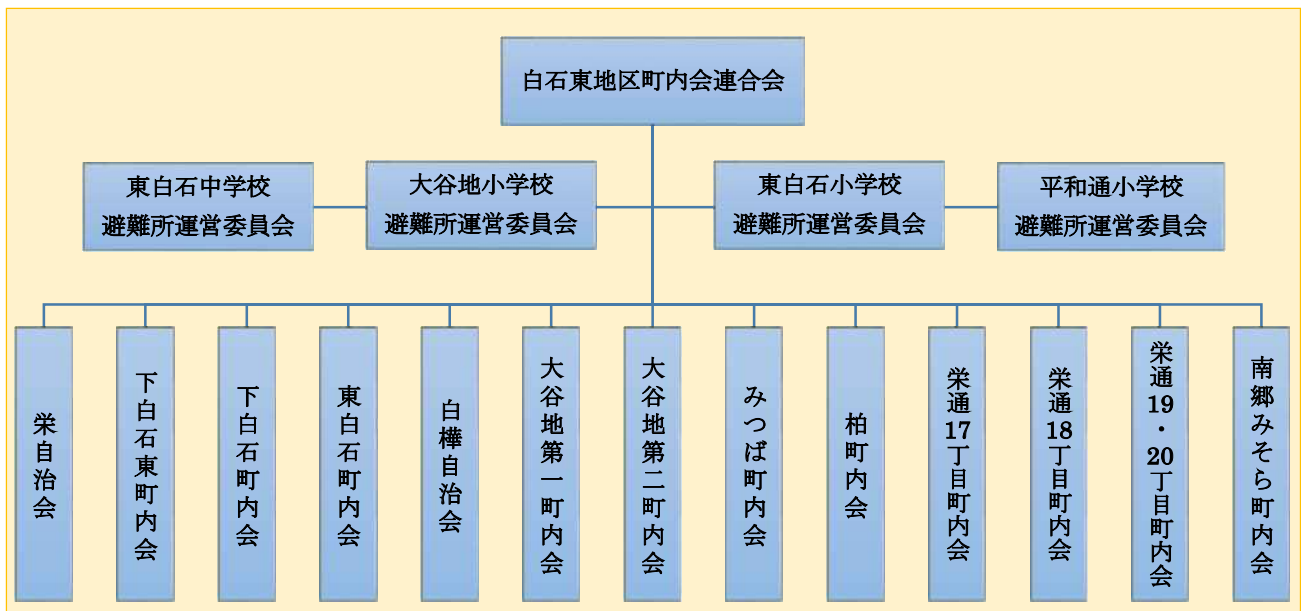
【災害時】～白石東地区自主防災会として～



組織区分	役 割
会長・顧問	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長を始め、各委員からの現地状況報告を受ける。 ・ 資金援助の必要がある場合には、速やかに連合会積立金（準備金）の支給を検討する。 ・ 積立金（準備金）が不足する場合、道市区への資金要請の任に当たる。
委員長・各委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当町内会、団体等の被害状況を的確に把握し、住民の救出に当たる。 <p>【最重要事項】 ⇨ 「独居者宅」、「高齢者在宅家庭」</p>

2-4 組織図

白石東地区町内会連合会における「自主防災会」組織図のイメージは、以下の図に示すものとする。

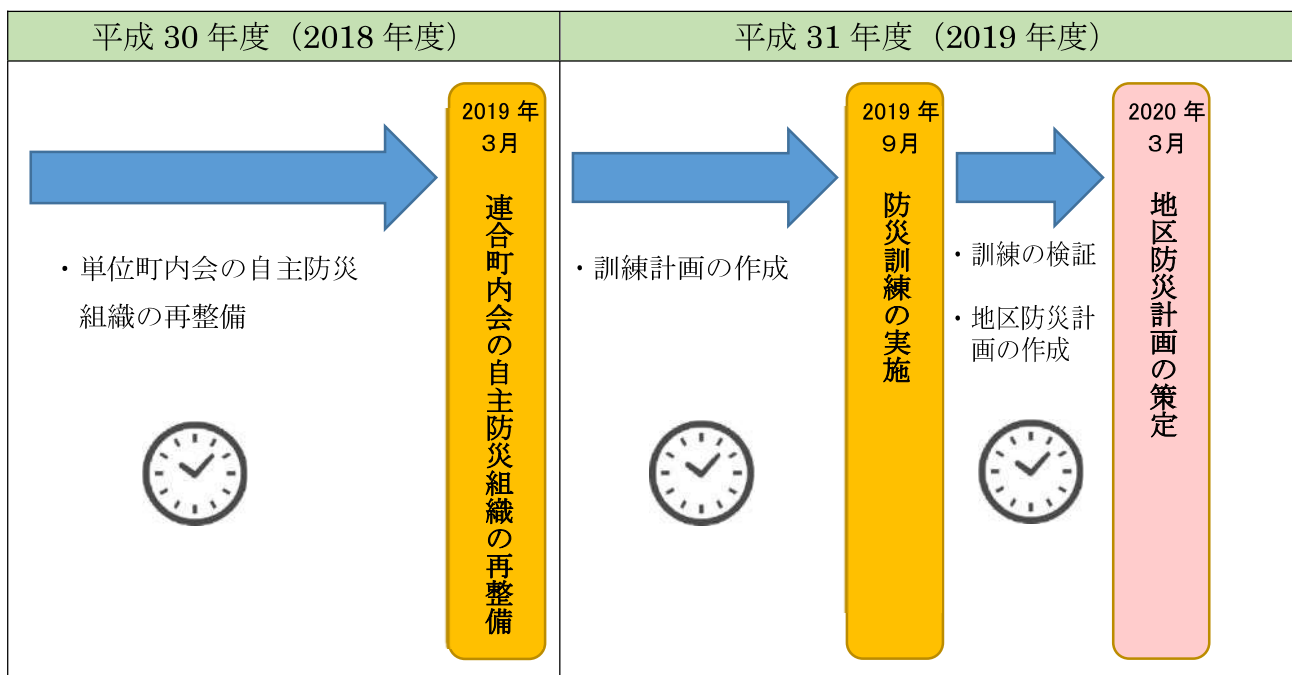


2-5 地区防災計画策定までのスケジュール

地区防災計画の策定までには、下図に示すように2ヶ年にわたる期間をとり、5つのSTEPを踏まえたスケジュールとする。

今年度 ☞ **STEP 1**：単位町内会の自主防災組織の再整備

次年度 ☞ **STEP 2**：訓練計画の作成
STEP 3：防災訓練の実施
STEP 4：訓練実施結果の検証
STEP 5：地区防災計画の策定



以上、本委員会において提示された「白石東地区防災計画の作成について(案)」については、概ね了承され、この案に基づき、委員会を進めていくこととする。

3. 委員会における主な意見

本委員会においては、各委員から様々な意見が積極的に出されましたが、ここでは、今後、白石東地区防災計画を策定する上で、留意しておくべき事項について整理します。

- ・ 単位町内会それぞれにおいて防災意識に温度差があり、年齢構成や加入人数、町内会エリア内に公園や会館といった避難所となる施設の有無といった違い、また、河川が近くにあるか否かといった自然的・地理的な地域特性があることに留意して検討していきましょう。
- ・ 自助・共助の他に「近所（キンジョ）＝近助」があり、近隣住民とのお付き合いが大切。
- ・ 単位町内会と連合町内会は、役割が異なると思います。また、災害が発生したとしても、ある特定の単位町内会だけが被災することも想定され、その際には、被災していない町内会が助けるような形をとっていけるといいと思います。
- ・ 単位町内会間で防災意識を互いに啓発していきましょう。
- ・ 防災資機材（備品・防災グッズ）の取り扱いの現状を把握しましょう。
- ・ 単位町内会レベルにおいても既に、個々の防災訓練を実施しており、連合町内会として実施する訓練との違いを明確にしていくべきではないでしょうか。



4. 次回（第3回）委員会開催に向けて

単位町内会ごとの防災への取り組み（組織図、防災備品の備蓄状況など）について現状を把握するための報告会（小委員会：単位町内会の会長により構成）を開催し、その結果を踏まえた上で、単位町内会における自主防災組織をどのように作り上げていくか、その課題や問題点を洗い出し次回委員会において協議することとした。

<参考にすべき資料>

- ◎ 「自主防災マニュアル」：札幌市
- ◎ 配布資料3：「大谷地第二町内会自主防災規定」
「大谷地第一町内会自主防災組織編成表」
- 次回（第3回）委員会は、来月10月の開催予定とする。



平成 30 年度 地区防災計画モデル地区事業

第 3 回 白石東地区防災計画検討委員会

開催状況報告書

地区防災計画策定に向けて、「第 3 回 地区防災計画検討委員会」を開催しました。今回は、9 月 4 日から 5 日の台風 21 号及び 9 月 6 日で発生した北海道胆振東部地震における各町内会の対応と課題について協議しました。



■開催日時 平成 30 年 10 月 25 日（木）18：00～20：00

■実施場所 白石東会館 1F ホール

■参加者 白石東地区防災計画検討委員会メンバー

また、次第は、以下のとおりです。



1. 白石東地区防災計画検討委員会委員長挨拶
2. 町内会の防災計画及び台風・地震の対応状況
3. 地震後における避難所等の対応
4. 第 4 回委員会について
5. その他

出席者

参加者：18 名

オブザーバー ・ 札幌市危機管理対策室危機管理対策部
防災推進担当課地域防災担当係



・ 白石区市民部白石東まちづくりセンター



配布資料



・ 次第

・ 資料 1：東白石町内会防災資料



・ 資料 2：大谷地第一町内会自主防災組織編成表

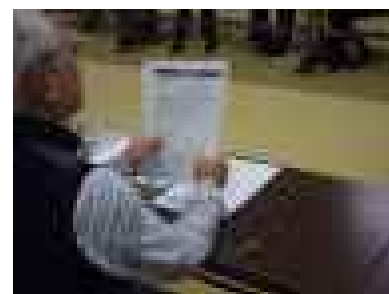


・ 資料 3：大谷地第二町内会地震災害対策連絡系統組織図



・ 資料 4：みつば町内会自主防災組織役員名簿

・ 資料 5：栄通 19・20 丁目町内会自主防災組織編成表



1. 実行委員長挨拶



委員会開催にあたり、白石東地区防災計画検討委員会 小笠原 忠雄 実行委員長より、各町内会が台風 21 号及び北海道胆振東部地震における対応について情報共有を図りたいとのことでご挨拶があり、委員会がスタートしました。



2. 町内会の防災計画及び台風・地震の対応状況

はじめに9月4日から9月5日の『台風21号』、9月6日に発生しました『北海道胆振東部地震』での対応について各町内会の会長及び防災実務者の方々よりお話を頂きました（表-1参照）。

地震発生後、地域の見回りや安否確認等を行うなど各町内会の役員のほとんどの方が『共助』を行ったそうで、各町内会住民含め地震による大きな被害はなく、前日までの台風の影響もあり食料の備蓄を行う家庭が多く食料不足等による問題などは比較的少なかったようです。

またそれぞれの町内会のお話全体を通して話題に挙がったのはやはり地震による『ブラックアウト』で、停電時に使えるものや発電機の重要性から各町内会で今後に向けて防災に必要な物品（発電機など）の準備や避難所の開設状況や避難情報の共有を図る連絡網が重要視されているようでした。そのほかに今回の震災は9月上旬ということもあり、寒暖の影響は比較的ありませんでしたが、北海道の冬（12月から2月にかけて）の間に同様の震災が発生した場合にどうするかも検討するべきだという意見もありました。

3. 地震後における避難所等の対応

各町内会の皆様のお話の中で「避難所が開設されていると思わなかった」、「避難所が開設していれば支援するつもりだった」など、避難所に関する情報がなかった、分からなかったという意見がいくつかありました。携帯やテレビからの情報が途切れてしまい、断片的な情報しか入らない環境の中でラジオや防災連絡網で情報を取得・共有することの重要性を改めて認識されたのではないかと思います。

また避難所として開設していない施設もあった中、白石小学校や大谷地小学校などをはじめとする避難所に避難された方も多かったとのこと。また地域のショッピングセンターなどでは物資の支援などが行われたようです。

避難した世帯を町内会の役員が把握できていなかったことを懸念している委員もおり、本当に必要な人が避難できなくなるため安易に避難すべきでないという意見もありました。

4. 次回（第4回）委員会開催に向けて

- 次回（第4回）委員会は、来月11月の開催予定とする。
今回予定していた町内会の防災計画は次回報告することとなりました。

表-1 災害発生後の対応と課題(1)

No.	団体名	災害対応状況	課題・留意事項
1	栄自治会	<ul style="list-style-type: none"> 地震～4:00 に自転車で町内を巡回。茶碗が落ちたという話を聞いた程度。 家屋倒壊なし、停電・支給等なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ツイッターより「10時から断水」との誤報あり。 ハンドマイクを使おうと思ったが壊れていて使用不可のため副部長とともに声掛けで巡回。 固定電話で通じる電話があった（水道局と電話にて状況確認ができた） インターホンでも通じる家庭があった
2	下白石東町内会	<ul style="list-style-type: none"> 地震～火災が心配で巡回／副部長とともに高齢者、一人暮らしの方を対象。 	<ul style="list-style-type: none"> ラジオが活躍
3	下白石町内会	<ul style="list-style-type: none"> 地震～明るくなってから巡回。 煙突の頭部の落下を確認した以外被害なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 十勝沖地震より大きいという認識がなかった。 発電機を提供すると若者がスマホ充電のため町内会に興味をもつのでは？
4	東白石町内会	<ul style="list-style-type: none"> 地震～人的、物的被害なし。 役員で独居老人を巡回したが被害なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会に入っていないマンションは不明。
5	白樺自治会	<ul style="list-style-type: none"> 地震～階段の非常灯が1日分点灯できた。水道、ガスは通じる。 インターホンが鳴らず、ベランダ越しに声掛け。 	<ul style="list-style-type: none"> 団地が多く、地震には強いエリアである。 除雪、掃除などは、フロア毎に団結していた。 毎月役員会を実施しているので目配りができる町内会なのではないかと思う。総会にて、集会所に発電機を備蓄しようと検討中（町内会員の電気屋さんとの協議）
6	大谷地第一町内会	<ul style="list-style-type: none"> 地震直後は暗いのですぐには出ず。 懐中電灯が点かず、蠟燭で過ごす。 町内会を車にて巡回し9時から出勤（信号機は点灯していなかった）。 	<ul style="list-style-type: none"> 高層マンションも多く、水が出ない箇所もあった。（公園にて水汲みをする住民もいた） 災害時の電源確保のため2台の発電機購入に向けて動く（総務部長が電気に詳しい）。 今回の災害で何をしなければならないかわかってきた。
7	大谷地第二町内会	<ul style="list-style-type: none"> 台風～台風が怖いという認識をもった（夜、風は強かった）。倒木や物置が一つ飛ばされていた。役員でロープを引っ張って復旧。資材の必要性を感じた。 地震～夜明けから巡回。被害なし。公園に水を汲みにきている方がいた。 	<ul style="list-style-type: none"> 町内会の通信レポートに詳細を記載。 高層マンション（15～16F建）5、6棟あり。 余震の揺れが怖くて、公園に座りこんでいる方がいた。 避難はしておらず、水の補給状況については、マンションでまちまち。